

議題(1) 規約等の改正について

1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正(案)

(1) 改正理由

本市人事異動等に伴い、本規約を改正するものである。

(2) 改正内容

第16条第2項中、「箕面市地域創造部交通政策課」を「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課」に改める。

また、別表中、「箕面市地域創造部活力推進室長」を「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監」に改める。

2. 箕面市地域公共交通活性化協議会事務局規程の改正(案)

(1) 改正理由

本市人事異動に伴い、本規程を改正するものである。

(2) 改正内容

第3条第1項中、「箕面市地域創造部長」を「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通戦略統括監」に改め、同条第2項中、「箕面市地域創造部交通政策課の職員」を「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課の職員」に改める。

3. 箕面市地域公共交通活性化協議会分科会規程の改正(案)

(1) 改正理由

本市人事異動に伴い、本規約を改正するものである。

(2) 改正内容

第9条第1項中、「箕面市地域創造部交通政策課」を「箕面市地域創造部鉄道延伸・交通まちづくり室交通政策課」に改める。

また、別表中、「箕面市 地域創造部 交通政策課長」を「箕面市 地域創造部 鉄道延伸・交通まちづくり室 交通政策課長」に改める。